

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和2年8月25日付けで請求人に対してした、法63条の規定による費用の返還決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、返還決定額206,898円を超える部分については取り消すべきであり、その余の取消しを求める部分については棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張して、本件処分を取り消すよう求めている。

- (1) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課の回答には、「過去の債務に対する弁済金を、収入から控除することは認められない」とあるが、本件報酬金の支払義務が発生したのは、障害年金が認められた令和2年4月2日であり、請求人に対する保護が開始された同年3月23日の後である。ケースワーカーとの事前カウンセリング時には、本件報酬金が必要経費として認められないとの話はなかった。
- (2) また、前記(1)の保護課の回答には、「仮に開始後であったとしても、本人の意思で社労士に依頼し契約を結んだ場合、社労士を介さなくても年金を受給できるものであり、収入を得るための必要経費

として認定することは難しい」とあるが、請求人は、以前より〇〇区の〇〇課に請求人自身の発達障害及び精神障害について相談していた。医師の診断書によると、「精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である」と明記されている。この度の生活保護についても、以前より〇〇区の〇〇センターの職員からの紹介でもあり、ケースワーカーにも周知してもらっている。

- (3) 「生活保護問答集について」第8の3「収入として認定しないものの取扱い」の中で、「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」及び「自立更生のために使われるもの」を挙げて、精神障害を負っている者を対象に、諸々の不安の解消・克服して社会生活に適応するよう自立の可能性を考えると、これを収入として認定するよりも自立更生計画に充てさせるべく収入認定除外した方がより法の目的にかなうものと考えられるからであると明記されており、生活保護の趣旨と本件処分に違いがあるため、本件処分には不服がある。

第4 審理員意見書の結論

処分庁が、令和2年8月25日付けで請求人に対してした、本件処分のうち、返還決定額206,898円を超える部分については取り消すべきであり、その余の取消しを求める部分については棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年7月14日	諮問
令和3年8月25日	審議（第58回第4部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給済み保護費の返還決定について

ア 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨定めており、同条 3 項は、同条 1 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨定めている。

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨定めている。

イ 法 6 3 条に基づく返還額の決定に関し、「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡、以下「問答集」という。）問 1 3 - 5（答）(1)は、「法第 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としている。

もっとも、問答集問 1 3 - 5（答）(2)は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3

(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものであるとし、また、同エは、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等の範囲で、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとしている。

ウ 法63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期に関し、問答集問13-6(答)(1)は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。」としている。

(2) 年金の収入認定及び必要経費の控除について

ア 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする旨定めている。

イ 年金等の収入認定について、次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(括弧内省略)については、その実際の受給額を認定すること。」とするとともに、同(イ)は、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」としている。

ウ 問答集問8-95(答)は、保護開始前に負担した借金に対する弁済金が給料より差し引かれていることが判明し、かつ、そのことについて、事前に保護の実施機関の承認を受けていなかったという事案における収入認定について、「過去の債務に対する返済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もし

そのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」としている。

(3) 障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、これらの年金を総称して「障害基礎年金等」という。）の裁定請求手続について

ア 障害基礎年金の裁定請求手続について

(ア) 国民年金法（以下「国年法」という。）16条は、同法による給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する旨定めている。

(イ) 国年法30条1項本文は、障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において同項各号のいずれか（被保険者又は被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること）に該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する旨定めるとともに、同項ただし書は、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない旨定めている。

(ウ) 国年法施行規則 3 1 条 1 項は、障害基礎年金の裁定請求は、同項各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構に対して提出することによってしなければならない旨定めている。同項各号が掲げる、請求書に記載すべき事項は、別紙 4 の 1 に掲げるとおりである。

(エ) 国年法施行規則 3 1 条 2 項は、同条 1 項の請求書には、同項が掲げる書類等を添えなければならない旨定めている。同項が掲げる、請求書に添えるべき書類等は、別紙 4 の 2 に掲げるとおりである。

イ 障害厚生年金の裁定請求手続について

(ア) 厚生年金保険法（以下「厚年法」という。） 3 3 条は、同法による保険給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、当該給付の実施機関が裁定する旨定めている。なお、請求人に係る同法による保険給付の実施機関は、厚生労働大臣である（同法 2 条の 5 第 1 項 1 号）。

(イ) 厚年法 4 7 条 1 項本文は、障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病につき初診日において被保険者であった者が、障害認定日において、その傷病により同条 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する旨定めるとともに、同項ただし書において、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 に満たないときは、この限りでない旨定めている。

(ウ) 厚年法施行規則 4 4 条 1 項は、障害厚生年金の裁定を受けようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構に対して提出することによってしなければならない旨定めている。同項各号が掲げる、請求書に記載すべき事項は、

別紙 4 の 3 に掲げるとおりである。

(エ) 厚年法施行規則 4 4 条 2 項は、同条 1 項の請求書には、同項各号に掲げる書類等を添えなければならない旨定めている。

同項が掲げる、請求書に添えるべき書類等は、別紙 4 の 4 に掲げるとおりである。

2 本件処分の適法性についての検討

(1) 法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。同条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。

そして、同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、上記資力の限度において本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（1 条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、全額を返還させずに支給済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

したがって、法 6 3 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況及び地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、返還額の決定

については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法28条、29条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量にゆだねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額に係る判断が上記の法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られる。

そして、以上の理は、保護の実施機関から保護の決定及び実施に関する事務について権限の委任を受けた行政庁についても、等しく妥当するとされている（東京地裁平成29年9月21日判決・判例時報2396号3ページ参照）。

(2)ア これを本件についてみると、まず、請求人は、厚生労働大臣から、令和元年12月から令和2年3月までの期間に係る障害基礎年金等につき、遡及して支給を受けたところ、かかる障害基礎年金等の支給事由が生じた日をもって、請求人には、当該年金額に相当する「資力」が生じたといえるから、処分庁が、本件処分を行うに当たり、上記の障害基礎年金等を請求人の収入として認定したことそのものに、違法、不当があるとは認められない。

イ 次に、本件報酬金相当額を必要経費として請求人の収入額から控除すべきであるか否かについて検討するに、本件報酬金は、請求外社会保険労務士（以下「〇〇社労士」という。）が障害基礎年金等の支給を求める裁定請求（以下「本件裁定請求」という。）の代理業務を行い、請求人が、障害基礎年金等を受給することとなったことにつき、〇〇社労士との間で締結した業務委託契約に基づいて、同人に支払うべき成功報酬金であることが認められる。

障害基礎年金等を受給するためには、法的には、支給事由が生じた時点からその受給権が発生するとしても、受給権を有する者が、厚生労働大臣や保険給付の実施機関に対して裁定請求を行わ

なければならず、その裁定を受けて初めて、現実に受給することができるのであり（国年法16条、厚年法33条）、成功報酬は裁定を条件として生じるものであるから、上記成功報酬の支払いが過去の債務に対する支払いであるとする事は相当でない。そして、要保護者が、障害基礎年金等を現実に受給して生活維持のために活用するべく、保護を受けるに先立って障害基礎年金等の裁定請求を行うことは、保護の補足性を定めた法の目的にかなうものといえる。次官通知第6が「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」と説いているのも、この趣旨をいうものと解される。

そして、国年法及び厚年法が定める障害基礎年金等に係る裁定請求書の記載事項及び裁定請求書に添付すべき必要書類は、医学的な立証に関するもの（初診日要件の認定や障害等級の認定に必要な診断書、「病歴・就労状況等申立書」等）、当該年金の受給資格に関するもの（年金の加入期間、保険料の納付等）、他の公的年金給付等との調整に関するものなど、複雑多岐にわたっていることから、障害基礎年金等の裁定請求を行うに当たっては、これらの記載事項を裁定請求書に適切に記載し、あるいは裁定請求書に適切な書類を添付しなければ、厚生労働大臣等から障害基礎年金等の不支給処分を受けたり、誤った障害等級を認定されたり、あるいは速やかに障害基礎年金等を受給することができないといった事態も生じ得る。

そうすると、年金裁定請求の手續が困難な要保護者が、速やかに、適切な額の障害基礎年金等を受給するためには、通常、社会保険に精通する専門家の支援を受ける必要性が高いといえることができる。

ウ さらに、請求人に係る「国民年金 厚生年金保険診断書（精神の障害用）」（以下「本件診断書」という。）によると、請求人

は、平成30年5月1日に「アスペルガー症候群」及び「注意欠陥多動性障害」との診断を受け、これらの疾患によると思われる症状が継続的に出現しており、また、本件診断書及び「病歴・就労状況等申立書」によると、請求人は、本件裁定請求をした当時において、「日常生活能力、労働能力ともに低い状態にある。食事や身のまわりの事できても周囲がかなりの援助をしないと困難な状況にある。」、「社会生活に必要な手続きのために公共の施設や役所へ単独で行って、他人と関わって用事を済ますことはできない。」といった状態にあったことが認められる。そうすると、請求人は、本件裁定請求をした当時、上記の各疾患に起因して、障害基礎年金等の裁定請求手続を自身で行うことが困難な状況にあったといえるから、このことからしても、請求人が、適切な障害等級の認定を受けて障害基礎年金等を受給するためには、社会福祉に精通する専門家に年金裁定請求に係る事務を委任する必要性が高い状況にあったといえる。

そして、本件報酬金の額は、厚生労働大臣による裁定を受けた障害基礎年金等の額の2か月分に相当する額であり、本件裁定請求に係る成功報酬として、社会通念に照らし不当に高額にわたるといった事情があるとまでは認められない。

エ なお、処分庁は、処分庁には年金裁定請求の支援を専らとする職員が在籍しており、必ずしも社会保険労務士に依頼する必要は認められない旨主張するが、請求人は、保護の開始に先立って〇〇社労士に対して本件裁定請求に係る代理業務を委任していたところ、本審査請求手続において提出済みの証拠資料からしても、請求人と〇〇社労士との業務委託契約が締結されるに先立って、処分庁に所属する職員が、請求人に対して、年金裁定請求の支援をすることができる旨や、一般の社会保険労務士に委任した場合にはその報酬相当額を必要経費として認定することができない旨を説明した事実があることは認められないから、請求人において、

これらのことを認識した上で、〇〇社労士に本件裁定請求に係る代理業務を委任したとは認められない。処分庁に年金裁定請求を支援する職員が在籍していたとしても、そのことは、本件裁定請求をした当時、請求人において、〇〇社労士に本件裁定請求に係る代理業務を委任する必要性、合理性があったことを否定するものとはいえない。

- (3) このように、請求人が保護の開始に先立って本件裁定請求をしたことは、保護の補足性を定めた法の目的にかなう一方で、請求人が本件裁定請求を行う際には、社会福祉に精通する専門家による支援を受ける必要性が高い状況にあったというべきであるから、本件裁定請求に係る代理業務を行った社会保険労務士に支払うべき費用については、受給資格を証明するために必要とした費用として認定するのが相当であり、これを一切考慮することなく支給済み保護費の返還を求めることは、考慮すべきことを考慮しないものであって、法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものというべきである。
- (4) 以上のことから、本件処分を行うに当たり、本件報酬金相当額を返還決定額から控除しなかった処分庁の判断は、その限度において、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるから、本件処分のうち、返還決定額206,898円を超える部分については、違法、不当であり、取消しを免れない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、要旨、本件処分を行うに当たり、本件報酬金を必要経費として認めるべきであるとして、本件処分の全部に違法、不当がある旨主張する。

しかしながら、前記2で検討したとおり、本件報酬金相当額206,000円を返還決定額から控除しなかったことにより違法、不当となるのは、本件処分のうち、返還決定額206,898円を超える部分についてのみであり、その余の部分についてまで、違法、

不当となるとは認められない。

- (2) 請求人は、要旨、問答集第8の3「収入として認定しないものの取扱い」にある、「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」及び「自立更生のために使われるもの」については収入として認定しない旨の記載を挙げて、本件処分に不服がある旨主張する。

しかしながら、請求人が引用する「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」との記載は、地方公共団体のいわゆる福祉的給付金、原爆被爆者に係る原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び公害関係諸給付に関するものであり、最低限度の生活維持を目的とする障害基礎年金等には、直ちに妥当しない。また、「自立更生のために使われるもの」との記載は、自立更生を目的として恵与され、あるいは貸し付けられる金銭、災害等に係る補償金、保険金、見舞金等、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額及び当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額に関するものであり、この記載についても、最低限度の生活維持を目的とする障害基礎年金等には、直ちに妥当しない。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、前記2の点を除き、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行わ

れているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1から別紙5まで(略)